

規制の新設に関する事前評価書

＜自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に基づく規制の新設＞

規制の名称	一定の事業者に対する周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する計画作成等の義務付けの導入		
担当部局	環境省水・大気環境局自動車環境対策課	電話番号： 03-5521-8302	e-mail: kanri-jidosha@env.go.jp
評価実施日	平成19年3月8日		
政策目的	対策地域外の周辺の地域に使用の本拠の位置を有し、対策地域内で運行される自動車(以下「周辺地域内自動車」という。)から排出される窒素酸化物及び粒子状物質(以下「窒素酸化物等」という。)を抑制することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。		
規制の内容	都道府県知事が大気の汚染が特に著しい地区として指定した地区において、周辺地域内自動車を一定回数以上運行する等の条件を満たす事業者は、都道府県知事又は国土交通大臣に対し、周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する計画の提出及び定期的報告を行わなければならないこととする。当該事業者に対し、都道府県知事又は国土交通大臣が指導・勧告等を行うことができることとする。		
	根拠条文等：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第36条～第39条、第41条、第43条		
規制の必要性	長期にわたり大気環境基準を達成していない局地における大気汚染については、現行法の車種規制の及ばない周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等による影響が大きい。したがって、このような局地において周辺地域内自動車を頻繁に運行する一定の事業者に対し、計画作成等の義務付けを行い、周辺地域内自動車からの窒素酸化物等の排出を抑制することが必要である。		
期待される効果	事業者による周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する取組の実施を担保・促進することにより、周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等を抑制することができる。		
想定される負担	義務付けの対象となる事業者に、計画の提出や定期的報告を行う負担、計画に基づき取組を行う負担が生じる。		
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導及び普及啓発等により、事業者に周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する取組を行うよう促すことが考えられるが、この場合、事業者による取組の実施を担保する手段がないことから、十分な効果を得ることが困難である。		
備考	中央環境審議会意見具申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」(平成19年2月23日)において「流入車対策については、...(中略)...特に問題となる局地においては対策地域全体よりも流入車の割合が高いこと...(中略)...等から、...(中略)...対策地域において共通して適用される自動車NOx・PM法においても流入車に対し一定の対策を講じるべきである。...(中略)...対策地域外から対策地域内に輸送を行うような自動車輸送事業者...(中略)...については、排出量の抑制のために必要な取組を行うべきである」とされている。		
レビュー時期	平成24年12月末までに行う。		